戸籍事務の電算化
８月２９日スタート
戸籍謄本・抄本が変わります

市では、証明書の交付時間短縮など市民サービスの向上を図るため、８月29日㈪から戸籍事務の電算化を開始します。コンピュータによる新システムを導入することによって、これまでの戸籍謄本・抄本が変更になります。

（1の1）　全部事項証明書

本籍 氏名	富山県滑川市寺家町１０４番地１ 滑川太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成１７年８月２７日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和５０年１月１日　【配偶者区分】夫 【父】滑川一郎 【母】滑川松子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和５０年１月１日 【出生地】富山県滑川市 【届出日】昭和５０年１月７日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成１６年４月１日 【配偶者氏名】富士花子 【従前戸籍】富山県滑川市寺家町１０４番地１　滑川一郎
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和５０年５月１５日　【配偶者区分】妻 【父】富士太郎 【母】富士梅子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和５０年５月１５日 【出生地】愛知県名古屋市 【届出日】昭和５０年５月２０日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成１６年４月１日 【配偶者氏名】滑川太郎 【従前戸籍】愛知県名古屋市中区丸の内三丁目２０番１７号　富士太郎
	以下余白

発行番号　00000001
これは，戸籍に記録されている事項の全部を証明した書類である。

平成１７年８月２９日

富山県滑川市長　中屋一博　印

☜電算化後の戸籍の「全部事項証明書」（Ａ４判）

戸籍事務の電算化とは？

戸籍は、出生や婚姻、死亡などの届け出に関する事項など、生まれてから亡くなるまでの身分事項が記録された重要な公文書です。市では明治時代の制度発足以来、和紙に手書きやタイプライターにより記載をしてきました。

しかし、平成6年の戸籍法の改正により、戸籍の電算化（コンピュータ化）が可能となり、国の指導のもとに電算化が進められてきています。

このため、市でも8月29日㈪から戸籍事務の電算化を開始します。コンピュータで事務処理を行うことにより、証明書発行などが、より早く正確に行うことができ、見やすく、わかりやすい証明書が発行できるようになります。

なお、今回の電算化は、本籍地が「滑川市」の方が対象となります。住民票の住所が当市にあっても、本籍地が「滑川市以外」の方は、電算化の対象となりません。

▼**問合せ先**　市民課戸籍住民記録担当（内線３１１・３１２・３１３）

●戸籍事務の電算化

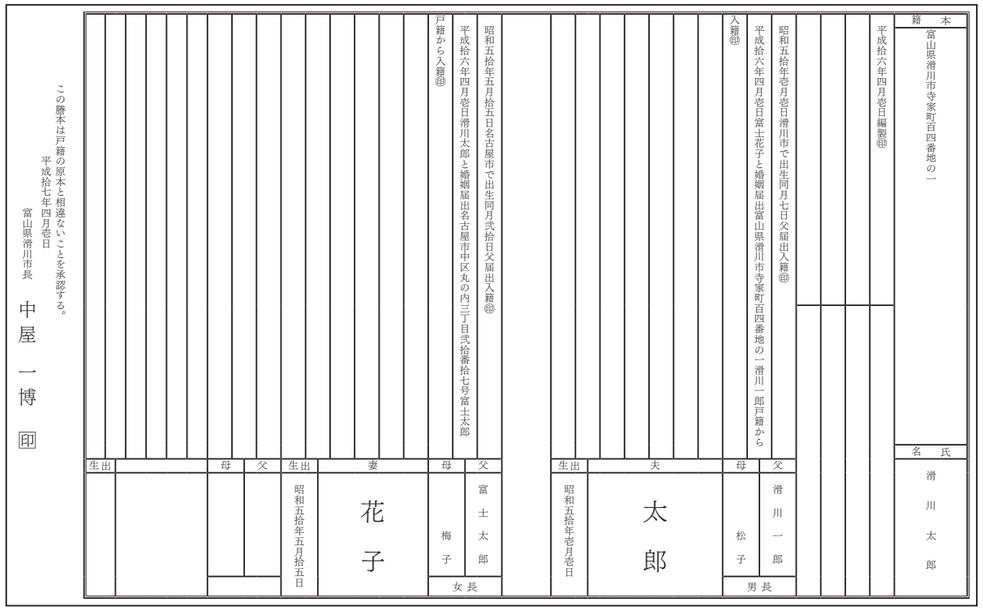

☜現在の「戸籍謄本」（Ｂ４判）

本籍・住所の表示が変わります

本籍や住所の番地に枝番がある戸籍や住民票は、「の」の文字を記載しません。

（例）１０番地の５→１０番地５

これは、土地登記簿の地番号に「の」の文字が記されていないことから、記載を統一するために行うものです。

なお、これは名称・地番号の変更ではないため、免許証や金融機関などでの住所変更の手続きは必要ありません。

より早く！　より正確に！
より見やすく！　よりわかりやすく！

戸籍の附票も電算化されます

市に本籍がある方の現在の住所登録地を明らかにするために、「戸籍附票」があります。

今回の戸籍の電算化に伴い、戸籍附票も電算化します。

戸籍の名称と書式などが変わります

戸籍の名称が変わり、戸籍に記載されている全員を証明する「戸籍謄本」が、「全部事項証明書」に、一部の個人を証明する「戸籍抄本」が、「個人事項証明書」になります。

また、書式が、これまでの縦書き・文章体・漢数字から、横書き・項目別箇条書き・算用数字となり、内容が見やすく、わかりやすくなります。用紙も白紙・Ｂ４（Ｂ５）サイズが、偽造防止用紙・Ａ４サイズに統一されます。

●戸籍証明書の変更点

項目	現在の戸籍	電算化後の戸籍
名称	戸籍謄本	**全部事項証明書**
	戸籍抄本	**個人事項証明書**
書式	縦書き	**横書き**
	文章体	**項目別の箇条書き**
	漢数字	**算用数字**
用紙	白紙　Ｂ４、Ｂ５	**偽造防止用紙　Ａ４**
手数料	１通４５０円	

辞書に載っている文字などで記載します

戸籍の文字は、常用漢字や人名用漢字、辞書に載っている文字で記載します。

これまでの紙戸籍は手書きのために「氏」や「名」が、草書や行書、崩し字、癖字などでそのままに記載されている場合があり、電算化に伴い辞書に載っている文字に直して記載します。

該当する方には７月下旬ごろに文書でお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

実際使われている例		正規の記載			
「斉」	→	「齊」	「鴫」	→	「鳴」
「巻」	→	「卷」	「埼」	→	「嵯」
「健」	→	「健」	「龍」	→	「龍」

※この例は、ごく一部です